

「あきる野 私の好きなところ」を募集します!

い(書式は自由です)。また、郵便番号、住所、氏名(匿名希望の場合はペンネームやイニシャルで表記しますので、その旨を記入)、電話番号を書いてください。応募いただいたものは、市長公室が掲載の時期や

あきる野の私の好きなところ (1)



山桜が咲き誇る乙津の山

あきる野市の「豊かな自然」「歴史や伝統」「豊かな文化」「楽しさ・賑わい」「やすらぎ・うるおい」など、あなたのとっておきの「とこ」を教えてください。市民の皆さんが「愛着」「親しみ」「誇り」を持っているあきる野市の魅力伝えていきます。応募方法 3000字程度の文章を便箋や原稿用紙、フリップなどで書いていただき、それに関連する写真や絵などを添えて(なくても結構です)送付していただくか、電子メールで送信してください。

掲載の有無を決定させていただきますので、掲載できない場合もあります。応募・問合せ 市長公室 (〒197 0814 二宮350、直通558・1269、☎koho01@city.akiruno.tokyo.jp)

一日が始まる、庭先で柔らかな空気をゆっくり吸い込む。山桜が咲き、淡く霞がかかった山々。すぐそこから聞こえる鶯の声。ちよつとした落ち着き。私はこの

自然の中で生きているという幸せに包まれる。この地に住み、仕事ができる幸せ。都心より訪ねてくる友人は「いいとこだね」と言う。都心、市街地との程よい距離の東京。四季それぞれの表情を楽しむことができ、暮らしと自然が共存している。小さいころから一緒に遊んでいた仲間ともよく集う。想い出話の中に香る草や土の匂いは今でも変わらない。そんな故郷を大切に守りたいという共通の想いと新しい発想を抱きながら生活する。何よりもそこに住む地域の人たちがとてもいい。私を育ててくれるこの地域。誇りに思えるいいところ。こんなところが私の好きなあきる野です。ペンネーム アケビの花

5月30日は一斉清掃の実施日です



一斉清掃は、町内会・自治会連合会などのご協力によって行う事業です。皆さま

ん共有財産である道路、公園や河川などの清掃活動を通じて、緑とつながりのある都市環境の保全と、親しみのある生活環境の確保を図り、地域の方々の交流を深めていく活動です。多くの方の参加をお願いします。日時 5月30日(日) 午前

8時~正午(小雨実施。雨天の場合は6月6日(日)に延期) 午前7時に防災行政無線でお知らせします。集合場所 各町内会・自治会ごとに、決められた場所に集合してください。清掃場所・清掃方法 町内会長・自治会長の指示に従ってください。各種ボランティア団体は、それぞれの町内会・自治

軽自動車税の減免に「肝機能障害(1~4級)」が追加

障がいがある方のために使用する軽自動車などは、一定の要件により、申請することで軽自動車税が減免されます。今年度から、該当する障がいの区分に「肝機能障害(障害者手帳1~4級)」が追加されました。減免の対象 障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方が所有する軽自動車 障がいをお持ちの方と生活をともにする方が、介護するために所有している軽自動車

申請期限 納税通知書到着後、5月24日(月)まで 減免は1人につき1台に限られます。また、普通自動車の減免を受けている方は受けられません。問合せ 課税課市民税係(直通558・1682)

B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度が改正

主な改正点 助成制度の自己負担限度額が引き下げ。 B型ウイルス肝炎の核酸アナログ製剤治療が助成対象に。

会などの役員の指示に従ってください。 ごみ袋は、ボランティア袋を使用してください。各家庭のごみや粗大ごみなどは、絶対に持ち込まないでください。 その他 秋季一斉清掃は、11月28日(日)に実施する予定です。 問合せ 環境課清掃・リサイクル係(直通558・1830)

る軽自動車 車の構造が、身体障がい者などのために改造されている軽自動車(リフトカーなど) 申請に必要なもの 軽自動車税納税通知書、交付を受けている手帳、はんこ、運転免許証(減免を受ける軽自動車を運転される方のもの)、リフトカーなどは、改造されている場所が確認できる写真など

更新の制限が緩和。 制度改正に関する手続きは、6月末までに申請の場合、4月1日までさかのぼることができま。自己負担限度額 世帯の区市町村税(所得割・均等割とも)非課税の方:無し 世帯の区市町村税(所得割)課税年額23万5000円未満の方:月額1万円 世帯の区市町村税(所得割)課税年額23万5000円以上の方:月額2万円 入院時食事療養と生活療養標準負担額は自己負担限度額に含まれません。申請・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係 五日市出張所では手続きできません。

自転車安全利用 TOKYO キャンペーン 5月1日(土)~5月31日(月) 自転車は車道の左側を走りましょう

自転車は、自動車と同じ「車両」です。交通ルールを守り、安全に利用しましょう。 自転車安全利用5則 自転車は車道が原則、歩道は例外

車道は左側を通行 歩道は歩行者優先で車道寄りを行く 安全ルールを守る 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 夜間はライトを点灯 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 子どもはヘルメットを着用 自転車の通行ルールに新しい内容が加わりました 自転車の乗車人員:16歳以上の運転者が安全基準を満たした「幼児2人同乗用自転車」を運転する

場合、その幼児用座席に幼児を2人乗車させることができるようになります。傘さし運転、運転中の携帯電話使用などの禁止:傘をさすなど、視野を妨げたり、安定を失うおそれのある方法で自転車を運転することが禁止されました。また、自転車を運転しながら携帯電話で通話することや、画面を見ることが禁止されました。 問合せ 地域防災課防災安全係

はつらつ元気アップ教室



コースなど「運動コース」「栄養・口腔コース」(各全5回コース) 場所 秋川ふれあいセンター、五日市保健センター(どちらかを選んでください。)

時間 運動コース:午前10時~11時30分 栄養・口腔コース:午前10時~正午 9時40分から受付 申込み方法 5月6日(木)から電話で申し込んでください。 平成21年度の介護予防教室に参加された方は申し込みできません。 申込み・問合せ 高齢者支援課高齢者支援係(直通558・1953)

表1 はつらつ元気アップコース(運動コース)日程

| 会場 | 秋川ふれあいセンター | 五日市保健センター |
|-----|------------|-----------|
| 第1回 | 5月17日 | 5月25日 |
| 第2回 | 5月31日 | 6月8日 |
| 第3回 | 6月14日 | 6月21日 |
| 第4回 | 6月28日 | 7月6日 |
| 第5回 | 7月13日 | 7月20日 |

表2 はつらつ元気アップコース(栄養・口腔コース)日程

| 会場 | 中央公民館 | 五日市保健センター |
|-----|-------|-----------|
| 第1回 | 5月20日 | 5月27日 |
| 第2回 | 6月3日 | 6月11日 |
| 第3回 | 6月17日 | 6月25日 |
| 第4回 | 7月1日 | 7月9日 |
| 第5回 | 7月15日 | 7月23日 |

運動コース 日程 表1のとおり 内容 元気なからだづくりの講話、筋力アップ体操、体力測定など 講師 看護師 対象 おおむね65歳以上 定員 10人程度(申込み順) 費用 無料 その他 運動制限のある方はご遠慮ください。

栄養・口腔コース 日程 表2のとおり 内容 栄養の講話、調理実習、口の機能の講話、口の体操など 講師 管理栄養士、歯科衛生士 対象 おおむね65歳以上の方 定員 10人程度(申込み順) 費用 教材費